

市営住宅の明け渡しについて

1. 明渡立会検査までに、次のことを行ってください。

- (1) この案内と併せて送付した「市営住宅明渡届」をお早めに提出してください。提出がない場合は、ご希望の日での立会ができないことがあります。
- (2) 事前に退去するお部屋を立会いにより調査させていただき、退去者負担の修繕箇所の確認を行います。
- (3) 畳の表替え（裏返しは不可）と、ふすま・障子の張替えを業者に依頼し、退去者負担により、明渡検査日までに実施し、領収書を保管しておいてください。
- (4) 立会いにより調査・確認した退去者の過失により破損した箇所の修理を業者に依頼し、退去者負担により、明渡検査日までに実施してください。
- (5) 自分で設置又は前入居者から譲り受けて使用している設置物（浴槽、ボイラー、台所の瞬間湯沸器、ガスコンロ、アンテナ、照明器具、エアコン等）を、退去者の負担により撤去してください。ただし、浴槽・ボイラーについては、使用年数 7 年以内で指定管理者が継続使用可能と判断した場合のみ、「残存物の所有権放棄書」を提出していただくことで残置することができます。
- (6) 自治会へ事前に退去する旨を申し出て、共益費を必ず精算してください。
- (7) 部屋・倉庫・共有部分にある個人の所有物をすべて持ち出してください。
- (8) 室内のゴミは、退去日までに必ず処理してください。なお、尾道市では引越ゴミを収集しませんので、クリーンセンター等へお問い合わせください。
- (9) 増築・模様替えした箇所（増設ブレーカー・壁紙・床材・吊り戸棚等）は、必ず原状に回復してください。また、汚れた箇所は必ず清掃してください。清掃が行き届いてない場合は改めて再検査をします。（再検査完了まで退去手続は終了しません。）
- (10) 電気、電話、ガス、水道、公共下水道等の使用休止手続きをしてください。
- (11) 郵便物の転送届を行ってください。

2. (1)～(11)が完了した時点で明渡立会検査を行います。

市営住宅退去に伴う個人負担部分の修繕・退去準備が終わりましたら、指定管理者へ立会希望日の 5 日前までに必ずご連絡ください。

その際に、正式に明渡立会検査日時を決定するので、現地での立ち会いをお願いします。

※立会は必ず必要です。鍵だけの返却では正式な退去となりません。

※事前に明渡立会検査希望日をご連絡いただいている方も、確認のため電話をお願いします。

3. 明渡立会検査について

(1)明渡立会検査の時間は約 30 分程度です。

(2)明渡立会検査に、必ず次のものをご用意ください。

① 敷金返還に必要なもの

- ・ 入居名義人の印鑑(認印)
- ・ 入居名義人の金融機関名、口座番号が分かるもの(通帳等)

② 浴槽・風呂釜等を権利放棄し残置を希望する場合

- ・ 入居名義人の印鑑(認印)
- ・ 設置して7年未満であることを証明する書類(保証書・領収書等)

③ 明け渡す部屋の鍵(倉庫がある場合は倉庫の鍵)

※『1.』に記載の(1)～(11)の内容が明渡立会検査時までに行われていない場合は、改めて(1)～(11)の内容がすべて完了した時点で、再検査を実施します。

※再検査完了までは退去手続きが完了しない場合、家賃・駐車場使用料・共益費等の支払い義務は継続します。

※家賃・駐車場使用料(有料駐車場を借りている場合)は、明渡立会検査が完了した日の日割りとなります。

連絡先

堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター

電話 (0848) 21-1266

住所 尾道市新浜一丁目14-11